

令和 2 年 6 月 4 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16H03550

研究課題名(和文) ハーグ条約の「友好的な解決」-国際家事メディエーションをめぐる国際私法上の課題

研究課題名(英文) The amicable solution in the Hague Child Abduction Convention

研究代表者

長田 真里 (NAGATA, MARI)

大阪大学・法学研究科・教授

研究者番号：10314436

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,000,000円

研究成果の概要(和文)：研究成果は二つの軸、すなわち実務的なものと理論的なものに分けることができる。実務的な成果として、この間内外の多くの実務家と定期的に意見交換を行う中で、国際スタンダードにかなった国際家事メディエーションの有り様と日本におけるメディエーションの問題点を日本の実務家に対して示し、その問題点を共有することができた。理論的な成果として、国際家事メディエーションにかかる諸外国における法状況を概観し、日本における法的課題について国際私法・国際民事手続法の観点から若干の検討を行うことで、一定の方向性を示すことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ハーグ条約加盟以後、日本においても国際家事メディエーションの重要性は様々に指摘されているところであるが、その理論面での研究、特に国際私法・国際民事手続法的なアプローチからの研究はほとんどされてこなかった。本研究では、まずその視点を取り入れることの重要性を実務家に認識してもらうことからスタートし、諸外国での議論や実務の状況を日本の実務家や研究者に紹介しつつ、日本独自の解決策を示すことができ、社会的意義ならびに学術的意義は十分に示すことができたと思われる。

研究成果の概要(英文)：Research results can be divided into two axes: practical and theoretical. As a practical result, through the regular exchange of opinions with many practitioners inside and outside of Japan, we could show Japanese practitioners the state of international family matter mediation that meets international standards and the problems of mediation in Japan. As a theoretical result, we could show a certain direction by reviewing the legal situation in other countries related to international family matter mediation and making some examinations of legal issues in Japan from the perspective of private international law and international civil procedure law.

研究分野：国際私法

キーワード：ハーグ条約 ADR メディエーション

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本が2014年に「1980年国際的な子の奪取の民事的側面に関するハーグ条約(以下、単にハーグ条約とする)」を批准したことにより、国際家事メディエーションをめぐる日本の状況は大きく変わった。同条約は越境的な子の連れ去りに対して、子の即時返還を可能とする制度構築を目的に作成され、その運用は極めて厳格である。しかし、原則として子の即時返還にしか対応できないその厳格な制度運用を巡っては問題が多く、子の奪取や再奪取の防止には、同条約だけでは対応しきれないことは明白である。この点、家族にかかわらずすべての問題を包括的に扱え、かつ当事者の合意を基に問題解決を図れるメディエーションを活用した「友好的な解決」が望ましいとの提言が、研究開始当初の時点で、諸外国において数多くなされていた(例えば、Sarah Vigers, *Mediating international child abduction cases*, 2011など)。日本でも、ハーグ条約の中央当局となった外務省が、条約加盟と同時に、同条約に基づく子の引渡・面会交流の申立があった際に、まず話し合いや「協議のあっせん」による解決を促進すべく、家庭裁判所の家事調停ではなく、民間ADR機関による国際家事メディエーション制度を初めて本格的に導入した。当時、国際家事メディエーションの調査報告書はいくつか公表されていたが、その多くは実務家によってまとめられたものであり、実務的な課題は明らかとされていたものの、国際私法上の論点に関する指摘はほとんどなされておらず、この点に関する研究は実務、理論のいずれにおいても必要性すらほとんど認識されていなかった。

2. 研究の目的

上記の状況にもかかわらず、ハーグ条約に代表される国際的な家事事案においては国際私法の知識に基づくメディエーションにおける論点整理および問題解決の提示が極めて重要である。その理由としては、国際家事事案においては管轄や準拠法に関する当事者自治が極めて制限されており、当事者が処分できる事柄にも大きな制約があること、ハーグ条約事案における準拠法の扱いと、一般的な国際家事事案における準拠法の扱いが異なること、それらを踏まえてメディエーションで得られた合意の国際的な執行力が不明であることの3点が挙げられる。これらに加えて、研究開始当初においては、メディエーション法制が各国で大きく異なり、そのことが通常のビジネス案件よりも高葛藤とされる国際家事事案において解決を図る上での障害となりかねないこと、日本で一般的に想定される家事調停と国際的に利用されている家事メディエーションとの異同が認識されていないことによる概念の混乱が著しいことなど実務的な課題も山積している状況であった。

そこで、これら課題に、国際私法・国際民事手続法的なアプローチから迫りその解決を図りつつ、より国際的に通用しやすい、また、諸外国から日本の国際家事メディエーションに参加することとなる当事者等にとっても透明性を確保できる国際スタンダードに沿った国際家事メディエーションの構築を日本において図ることを目的としたのが本研究である。

3. 研究の方法

研究の方法は大きく二つの軸に分けて行った。一つは実務上の問題点を中心にした軸である。すなわち、日本での国際家事メディエーションは、ハーグ条約に加盟したことを契機としていわば実務が先行して行われているものであり、理論的な裏付けや構成はそれを後追いつけている状況である。そのような中で、実務家と協働して、国際家事メディエーションにかかる法的な論点の整理および諸外国との比較に基づく国際スタンダードを探る研究は極めて重要であると考えた。そのため、実務家とは定期的に意見交換を行い、また研究会等を共催するなどして、お互いの情報を常にアップデートすることを心がけた。またもう一つは理論上の問題点を中心にした軸である。こちらについては主に文献調査を中心に各研究者が分担して行った。

これら二つの軸のいずれにもかかせないものが諸外国のハーグ条約あるいは国際家事メディエーション機関との意見交換である。当初計画においては様々な国の機関を念頭に置いていたが、その後の調査により、ハーグ条約に特化したメディエーション機関を有しており、かつ、国際家事メディエーションやハーグ条約メディエーションについて、現在のEUスタンダードを構築したドイツのMikkおよびアメリカで特に日本人やアジア人を対象とした国際家事メディエーションサービスを提供しているAsian Pacific American Dispute Resolution Centerを中心に研究および実務上の問題点に関する聞き取りなどを行うことが効率的であると判明したため、これら機関にしばって調査を進めることとした。

4. 研究成果

研究成果も研究の方法に倣って二つの軸、すなわち実務的なものと理論的なものに分けることができる。実務的な成果としては、第一に、実務家に問題点を認識してもらい、国際スタンダードを認識してもらうために、積極的に国際家事メディエーションにかかる講座を開き、啓蒙活動に務めた結果、最終年には、ドイツのMikkから国際家事メディエーターとして認定してもらえる実務家を10名ほど輩出できたことが挙げられる。また、第二に、第一の点と密接に関連することではあるが、EUにおいて国際家事メディエーションにかかるメディエーターのトレーニングのスタンダードを考案したMikkのサポートを得て、継続的に国際スタンダードにかなったメディエータートレーニングを行うことができるようになったことも、実務的には大きな成果といえよう。さらに、第三に実務家との間で頻繁な意見交換を行う中で、研究分担者である高杉

教授を中心として京都国際調停センターが設立され、そこで国際家事事案も取り扱うこととされたことにより、理論的な裏付けも有する国際スタンダードにかなった国際家事メディエーション機関が日本に創設されたことも挙げられよう。

他方理論面での研究成果は以下のようにまとめられる。まず、比較法的考察である。EU においては EU 指令が 2008 年に公布され、すべての構成国においてメディエーションの法制化が完了している。また、同指令は国境を越えて行われるメディエーションのみを対象とするものであるが、指令上国内メディエーションをも包含する国内法について利用することも可能とされているところ、指令を越境メディエーションのみに適用する形で法制化したアイルランド、オランダ、連合王国以外の構成国においては、国内メディエーションも国際的なメディエーションも指令に則って法制化された同じルールが適用されることとなる。指令の対象には家事事件も含まれており、イタリアとキプロスを除く全構成国が同指令を適切に家事事件に適用しているとの指摘がある。メディエーションで得られた合意については、2019 年に公布された「婚姻事件、親責任関連事項に関する国際裁判管轄および判決の承認・執行、ならびに国際的な子の連れ去りに関する理事会規則」により、EU 域内では離婚や別居に関する公正証書・合意は、他の構成国で自動承認され、親責任に関する公正証書・合意については、執行判決手続なしに他の構成国で承認執行されることとなった。このようかなり踏み込んだ法統一を図っている EU であるが、具体的な内容については未だ各国の相違がみられる。すなわち、まずメディエーターの資格について EU 全体で統一したルールはなく、各国においてもほとんど法整備はされていないため、実質的には各メディエーション提供機関・組織の認可という形が多いようである。コンフィデンシャルリティについても、その保持について EU 指令に一定の指針が定められているものの、指令の文言そのまま国内法としているイングランド・ウェールズ、当事者にまでコンフィデンシャルティの保持を法律上義務づけ、また内容としても指令から実質的に拡大しているという指摘のあるフランス、メディエーターにのみほぼ EU 指令と同内容のコンフィデンシャルティを法的に義務づけるドイツなど多様である。これに対して、アメリカにおいてはメディエーションに関する統一法はなく、各州に委ねられている状況であり、またその内容も区々である。したがって、いずれの国の法が基準となるかによって、いかなる者をメディエーターとしてよいか、いかなる手続によるべきか、またコンフィデンシャルティの範囲はどこまでかなどにつき、大きな差異が生じることになるのが現状である。そこで、国際私法的な問題解決のアプローチが必要とされる。すなわち、どの問題にどの国の法をどのような基準で選択し、適用すべきなのか、すなわち、準拠法の選択という点である。

この点、国際家事メディエーションにおいて、準拠法選択が必要とされる場面は以下の点であると考えられる。すなわち、(1)メディエーション適格性、(2)メディエーション付託合意、(3)メディエーター・メディエーション機関との合意、(4)メディエーション手続、(5)メディエーションで得られた合意である。それぞれ、各国における議論や様々な文献から、以下のような議論が得られた。(1)メディエーション適格性については、その紛争の基本法律関係の準拠法によって判断せざるを得ないと思われる。従って、国際家事紛争であれば、当該紛争に含まれる、離婚、別居、子の監護・親権、面会交流、扶養などそれぞれの問題につきそれぞれ準拠法を決定し、当該準拠法によって当該問題につき当事者の合意による解決が可能かどうかを判断する必要がある。しかし、国際的な要素を含むメディエーションについて、仮に基本法律関係の準拠法が当事者による処分を認めていたとしても、メディエーション実施地の関連法規がその種の紛争についてメディエーション適格を認めていない場合にはメディエーションを開始することはできないと思われるため、最終的には、基本法律関係の準拠法とメディエーション実行地の法の双方が認めている場合に適格があると判断されよう。(2)メディエーション付託合意の準拠法は法の適用に関する通則法(以下、通則法とする。)7条および8条によって判断され、当事者の準拠法選択があれば7条によってそれにより、選択がなければ8条に従い、最密接関係地を探求することになる。メディエーション付託合意の最密接関係地はメディエーション実施地が決まっていればその地になると思われるが、メディエーションを付託することのみが合意されている場合やオンラインでメディエーションが行われるなどメディエーション実施地が定まっていないような場合については、例えばメディエーションを行う機関の所在地など、諸要素を勘案して判断することになろう。このようにして定まる準拠法は、当事者間のコンフィデンシャルティの範囲や有無、メディエーション付託優先義務の有無やそれらの違反により生じ得る損害賠償の問題に適用されるが、メディエーション付託合意に何らかの訴訟排除効果があり得るか否かについては、訴訟法上の問題として、法廷地法で決定されることになろう。(3)メディエーター・メディエーション機関との合意もそれぞれ契約と法性決定され、契約の準拠法決定ルールに基づき準拠法が決定される。そのため、準拠法の合意があれば、それにより、準拠法の合意がなければ、通則法8条に従い最密接関係地法が準拠法となることになろう。ただこの場合1点注意が必要である。メディエーターを依頼する、あるいはメディエーション機関にその利用を依頼する当事者は「事業として又は事業のために」契約の当事者となるわけではないため、消費者契約の一種であると捉え、通則法11条の規範によることも可能である。しかし、当事者が別々の国に別れて住んでいるような場合には、仮に11条の条文を文言通り適用しようとするれば、消費者契約において複数の常居所地それぞれの法を考慮しなければならなくなる。準拠法が合意されており、11条1項により消費者が自らの常居所地法中の強行法規の適用を主張している場合であれば、まだいくつかの法の存在を肯定できようが、準拠法が合意されていない場合には、一つの

契約に複数の準拠法が存在することになり、準拠法が定まらなくなってしまう。このような場合を通則法は想定していないことに鑑みれば、一つの契約に消費者が複数存在し、かつ、その常居所地が複数存在する場合は11条の適用が除外され、一般契約の7条8条によるべきと考えて良いのではなかろうか。(4)メディエーション手続については、メディエーション実施地の強行法規と考え、当事者の合意した準拠法にかかわらず、メディエーション実施地のこれらにかかる規定が当然に適用されると考えるべきであるように思われる。なお、コンフィデンシャリティについて、メディエーションで得られた情報を裁判手続で利用することができるのか、またその場合当事者とメディエーターとで義務の範囲が異なりうるのかといった問題については、法廷地法によって判断されるべきであろう。(5)メディエーションで得られた合意内容の効力、有効性の問題については、少なくとも国際家事メディエーションにおいては、対象となる法律関係それ自体の準拠法によらざるを得ないと思われる。すなわち、国際家事メディエーションで離婚、親権の帰趨、および面会交流について合意が成立した場合、その合意の有効性について仮に当事者間で準拠法を合意したとしても、これらの問題について原則として当事者自治が認められていない以上、それぞれの問題毎にその合意の内容や成立について準拠法が決定され適用されることにならざるを得ないであろう。

さらに、メディエーションで得られた合意の国際的な執行力についてもEUをのぞき、比較法的に見ても必ずしも法整備がなされているとはいえず、日本においては何らその担保をする法的基盤はない。そのため、日本で行われた国際家事メディエーションでの合意については、契約として処理する以外はない。したがって、上の(5)で述べた準拠法によってその効力を判断するしかなく、それ自体に何らかの執行力を付与するのは難しい。他方、外国で行われた国際家事メディエーションでの合意については、メディエーションが行われた国で当該合意に対して裁判所の認証が与えられている場合には、当該国における裁判や判決と同様に捉え、家事事件手続法第79条の2に従い、民事訴訟法第118条の規定が準用されてその効力が日本で承認されるか否か判断されることになろう。他方、当該合意には例えば単に公証人により執行力付与の手続が取られているのみであるような場合には、日本で合意自体の効力を認めることは極めて難しいといわざるを得ない。従って後者の場合には日本でも日本国内で行ったメディエーション合意として法的効力を生じさせる手続を取っておくべきであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計25件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 長田真里	4. 巻 59
2. 論文標題 ハーグ子奪取条約実施法に基づく子の返還命令と人身保護請求	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 138 - 141
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 長田真里	4. 巻 66-4
2. 論文標題 米国カリフォルニア州裁判所によるデフォルトジャッジメントの送達と民事訴訟法118条3号にいう手続的公序	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 10-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 60
2. 論文標題 外国人間での協議離婚無効確認請求事件の国際裁判管轄	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 134-137
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 156-1
2. 論文標題 訴訟当事者に判決の内容が了知されず又は了知する機会も実質的に与えられなかったことにより不服申立ての機会が与えられないまま確定した外国裁判所の判決に係る訴訟手続と民訴法118条3号にいう公の秩序	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 227-242
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 14
2. 論文標題 国際調停に関する国際私法上の諸問題 『京都国際調停センター』と『シンガポール調停条約』の紹介を兼ねて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 仲裁とADR	6. 最初と最後の頁 58-64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 72-11
2. 論文標題 国際法務人材育成の必要性和今後の課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 25-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 57
2. 論文標題 国籍留保届と戸籍法104条3項にいう責めに帰することができない事由	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 144 - 147
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 68巻3号
2. 論文標題 子奪取条約 (いわゆるハーグ条約) 上の「監護の権利」と裁判所の監護の権利	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 765 - 782
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 154巻5号
2. 論文標題 仲裁人の公正性・独立性に関する事実の開示義務	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1083 - 1096
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 68巻4号
2. 論文標題 代替的作為義務の域外的執行	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 127 - 143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 1
2. 論文標題 国際商事仲裁における仲裁人の資格と公正性・独立性 忌避の場面を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際取引における現代的課題と法	6. 最初と最後の頁 479 - 501
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 276
2. 論文標題 外国裁判所による保護命令の承認・執行の国際的取り組みについて ハーグ国際私法会議によるプロジェクトおよびEUでの取り組みを参考に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 401-410
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 153巻4号
2. 論文標題 関連する外国訴訟と民訴法3条の9の「特別の事情」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 541-554
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 762
2. 論文標題 婚姻届出における届出意思は通則法24条2項にいう「婚姻の方式」に該当し、婚姻挙行地法である日本法によるとした事例	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 51-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 116巻2号
2. 論文標題 国際社会における法規範の多元性と国際私法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 115-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 1
2. 論文標題 国際商事仲裁における仲裁人の開示義務違反と仲裁判断の取消	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 三谷忠之先生古稀祝賀『市民生活と現代法理論』	6. 最初と最後の頁 247-265
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 26
2. 論文標題 国際投資仲裁判断の執行 国際商事仲裁との比較	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 52-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 19
2. 論文標題 アジアにおける国際ビジネスと法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際商取引学会年報	6. 最初と最後の頁 140-141
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 276
2. 論文標題 日本における外国判決および外国仲裁判断の承認・執行	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 411-430
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 1492
2. 論文標題 ロンドンを仲裁地とする仲裁合意と会社更生	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 平成27年度重要判例解説	6. 最初と最後の頁 298-299
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 742
2. 論文標題 中国人の相続について、中国人未成年者の未成年後見が問題とされた事例	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 59-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 1493
2. 論文標題 倒産手続の共益債権に関する紛争と国際仲裁合意の効力	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 114-117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 63(7)
2. 論文標題 「相互の保証」を欠くとして中国判決の執行判決を求める訴えを棄却した事例	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 3-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 748
2. 論文標題 日本在住の日本人男を被告とするフィリピン在住の子の強制認知を認めた事例	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 35-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 741
2. 論文標題 共同相続人間での相続権争いについて、相続権の侵害を知った日から3年、相続開始日から10年の経過により相続回復請求権を時効消滅させる韓国法の適用と公序	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 43-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 4件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 長田真里
2. 発表標題 国際家事メディエーションと法
3. 学会等名 国際シンポジウム「国際家事紛争の友好的解決」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中野俊一郎
2. 発表標題 国際社会における法規範の多元性と国際私法
3. 学会等名 国際法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 高杉直
2. 発表標題 京都国際調停センターと調停人の育成
3. 学会等名 仲裁ADR法学会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Naoshi Takasugi
2. 発表標題 Asian Principles of Private International Law
3. 学会等名 International Academy of Comparative Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 中野俊一郎
2. 発表標題 国際社会における法規範の多元性と国際私法
3. 学会等名 国際法学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 長田真里
2. 発表標題 日本の人事訴訟関連事件の国際裁判管轄立法について
3. 学会等名 台湾国際私法学会 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 長田真里
2. 発表標題 Current Situation about Recognition & Enforcement of Foreign Judgments/Arbitral Award between Japan, China and Korea
3. 学会等名 KSIEL International Seminar : Trilateral FTA and Eastern Asia Economic Cooperation (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 長田真里, 高杉直他	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 312
3. 書名 レクチャー国際取引法(第2版)	

1. 著者名 中野俊一郎他	4. 発行年 2018年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 480
3. 書名 法学講義民事訴訟法	

1. 著者名 二宮 周平, 床谷文雄, 長田真里, 高橋朋子, 神谷遊, 犬伏由子, 松原正明, 棚村政行, 野沢紀雅, 前田泰, 織田有基子, 石井美智子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 804
3. 書名 新注積民法 17 親族(1)	

1. 著者名 Nishitani, Yuko; Nakano, Shunichiro; Wautelet, Patrick; Zupan, Mirela; Pauknerova, Monika; Petersen, Clement Salung; Torga, Maarja; Corneloup, Sabine; Remien, Oliver	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 643
3. 書名 Proof of and Information about Foreign Law in Japan	

1. 著者名 長田真里 高杉直 中野俊一郎 織田有基子 神前禎 国友明彦 佐野寛 林貴美 釜谷真史 北澤安紀 櫻田嘉章 嶋拓哉 多田望 樋爪誠	4. 発行年 2016年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 319頁（長田261-280頁、中野78-85/281-288頁、高杉63-77頁担当）
3. 書名 演習国際私法 30	

1. 著者名 中野俊一郎 木棚照一 樋爪誠 林貴美 種村佑介 伊藤敬也 大友信秀 江泉芳信	4. 発行年 2016年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 462頁（中野381-414頁担当）
3. 書名 国際私法	

1. 著者名 長田真里 二宮周平 渡辺惺之 佐々木健 松久和彦 村本邦子	4. 発行年 2016年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 456頁（長田5 - 23頁, 373 - 387頁担当）
3. 書名 子どもと離婚	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>大阪大学大学院法学研究科MIFAプロジェクト http://www.law.osaka-u.ac.jp/mifa/index.html</p>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	中野 俊一郎 (Nakano Shun'ichiro) (30180326)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	
研究 分 担 者	高杉 直 (Takasugi Naoshi) (60243747)	同志社大学・法学部・教授 (34310)	